USPTO、情報提供プラットフォーム利用時のアカウント登録を義務化

2026年5月6日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、5月1日、審査経過情報や審決情報等に関する情報提供プラットフォーム「オープン・データ・ポータル（ODP）[1]」の運用変更を公表[2]した。
これまではユーザー用アカウント（USPTO.gov アカウント）がなくとも同サービスの利用が可能とされていたが、6月18日以降は、データの閲覧やダウンロードを含む全ての利用に際してアカウントの登録が求められる。

USPTO では、これまでも特許の電子出願・管理システムの利用に際して本人確認が必須条件とされる[3]など、情報セキュリティの確保に向けた取り組みが進められてきた。USPTO は、今般の ODP 利用におけるアカウント登録の義務化についても、未登録のボットアクセスを抑止するなど、情報セキュリティを強化し、ODPの迅速かつ安定的な運営を目的としたものであると説明している。

ODPは、USPTOの情報提供プラットフォームとして2025年2月より提供が開始され、商標関連データやオフィスアクションの API による取得の充実化など、ユーザーの利便性を向上させるために提供情報の拡充・提供ツールの一本化が順次進められている[4]。

今回、ODP の利用に際してユーザー用アカウントの登録が必須とされるが、ODP を通じて API によるデータ取得を行うユーザーは、個別の API キー取得のために、プラットフォーム「ID.me」による本人確認を経たアカウントを登録することが必要とされる[5]。

既にアカウントを作成・保有しているユーザーに対しては特段の対応は要請されていないものの、今後、プロフィール情報の拡充のために追加的に情報の提供を求める予定であるとUSPTOは説明している。

（以上）

---

[1] https://data.uspto.gov/home
[2] USPTO Open Data Portal to require registration for access beginning June 18, 2026
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20250904.pdf
[4]情報提供ツールとして機能していた従来の「Open Data Portal Beta (Developer Hub)」は、2026年5月29日をもって廃止される。
[5] 「ID.me」では、在外者向けに、米国外のパスポート等を用いた本人確認方法についても案内されている（参考：Verify with ID.me using a non-U.S. passport）